

(写)

令和5年8月8日

石川労働局長
長嶋 政弘 殿

石川地方最低賃金審議会
会長 高見 俊也

石川県最低賃金の改正決定について（答申）

当専門部会は、令和5年7月11日、石川地方最低賃金審議会において付託された石川県最低賃金の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(令和5年6月16日閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針2023(同日閣議決定)に配意し、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、労使双方が合意し、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月8日発効の石川県最低賃金（時間額891円）は、令和3年度の石川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

今回の改正審議では、消費者物価の上昇が続いていることや、隣県の最低賃金額との格差是正を重視し、結論に至った。

ただし、原材料費やエネルギー価格の上昇を販売価格に十分に転嫁できない中小企業・小規模事業者にとって改正の影響は大きいとの使用者側委員の主張も理解できるところである。

審議の過程では、労使ともに、中小企業・小規模事業者が継続して賃上げできる環境の整備が必要であると指摘した。公益委員も同様の認識である。政府におかれては別紙3に示したように、中小企業・小規模事業者の賃金支払い能力の向上を力強く支援されるよう強く要望する。

とりわけ、価格転嫁は喫緊の課題であり、行政機関が民間企業に業務を発注する際を含めて、適切な価格転嫁が進むように対策の徹底を求める。

石川県最低賃金

- 1 適用する地域
石川県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 933 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

石川県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (2) 件 名 石川県最低賃金
- (3) 最低賃金額 時間額 891 円
- (4) 発 効 日 令和 4 年 10 月 8 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 3 年度
- (3) 生活保護水準（令和 3 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の石川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（96,620 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

令和 4 年 10 月 8 日発効の石川県最低賃金の 1 箇月換算額（注）と上記 2 の(3)に掲げる金額とを比較すると石川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1 箇月換算額

$891 \text{ 円（石川県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \times 0.816 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 126,362 \text{ 円}$

※ 令和 5 年 7 月 12 日付け「令和 5 年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第 2 回）」資料 2 「生活保護と最低賃金」で示された比率（時間給 820 円で月 173.8 時間働いた場合の令和 3 年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率）

改正審議の経過と要望について

令和5年度の石川県最低賃金の改定については、石川地方最低賃金審議会及び石川県最低賃金専門部会において慎重かつ真摯に議論を重ね、別紙1のと通りの結論に達した。

今年の審議では、労使ともに最低賃金の引き上げが必要との認識では一致していた。引き上げの具体的な額を巡っては意見の分かれる状況が続いたものの、最終的には中央最低賃金審議会が提示した目安額を上回る額での引き上げで合意した。

審議の過程で使用者側委員は、隣県との格差是正、原材料価格の上昇、石川県内における水害、地震等の影響を受ける中小企業・小規模事業者の事情を考慮し、目安の40円の引き上げは難しいとの見解を示した。特に、小規模事業者を代表する委員は、先に示された目安額について、小規模事業者の賃金支払い能力が十分に考慮されていないとして不満の意を表明した。

労働者側委員は40円の目安額は引き上げ額の水準として一定の評価を示した上で、同じBランクであり、隣県でもある富山県との格差を是正するためにも、目安額を超える引き上げを強く求めた。とりわけ最近の消費者物価の急激な上昇は最低賃金近傍で働く人の生活を圧迫していると指摘し、生活水準の維持、向上の観点からも大幅な引き上げが必要と主張した。

このように労使の意見が一致しない状態が続いたものの最終的に合意を得たのは、賃上げの重要性とともに、地域の発展を願う共通の思いによるものである。

また、審議では労使双方から中小企業・小規模事業者が賃上げをしやすい環境の整備を求める意見が出された。特に、取引については、労務費、原材料費などの上昇を適正に価格転嫁できるための支援が必要との指摘もあった。

政府におかれては、当審議会が全会一致で結論を出した意義を重視して、公労使がともに求める支援策の速やかな実行に、早急に取り組まれるよう強く求めることとする。なお、行政機関の業務委託では、最低賃金の履行確保に支障が生じないように発注時の配慮を要望する。

加えて、各地方における改正審議が進められる前に賃金の引き上げが円滑に行われるための環境整備策を政府が予め示すべきであることを強く求めておきたい。